

グリーンシート銘柄制度の変遷

平成23年11月4日

日本証券業協会 政策本部 市場企画部

時 期	変 遷 内 容 等	
平成 8 年 7 月	通産省ベンチャー資金調達環境整備研究会の提言	未登録・未上場株式の流通性の向上が提言された。
	行政改革委員会規制緩和委員会	未登録・未上場株式の気配値を公表することだけで即座に投資勧誘になることは無いとの見解が確認された。
平成 9 年 3 月	規制緩和推進計画（再改訂）の閣議決定	「未登録・未上場株式の証券会社による投資勧誘等の解禁」が明示された。
4 月	日証協「未登録・未上場株式等の投資勧誘及び企業内容開示等についての要綱」	気配公表銘柄制度の創設により、条件付で未登録・未上場株式等の投資勧誘を解禁することを決定した。
6 月	証取審総合部会 市場ワーキング・パーティー報告書	「未上場・未登録株の取扱いの見直し」が提言された。
7 月	日証協による、気配公表銘柄（グリーンシート銘柄）制度の創設	「未登録・未上場株式等の投資勧誘及び企業内容開示等についての要綱」の具体策を規則化し、気配公表銘柄（グリーンシート銘柄）制度を創設した。
平成 11 年 6 月	緊急雇用・産業競争力強化対策の閣議決定	<p>「未公開株式市場の実現」が提言された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未公開株式の気配値(時価)の公表を毎日とするよう頻度の向上を図る。 ・ 流通状況に応じ未公開株式を保管・振替制度の対象とする。
7 月	日証協規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日証協への開示資料の提出、日証協による閲覧 ・ 気配報告、公表頻度を月 1 回以上→月 2 回以上へ ・ 証券会社と特別利害関係者等以外の者との間のグリーンシート銘柄の移動について開示を不要とする公開前規制の緩和

時 期	変 遷 内 容 等	
10 月	名証セントレックス開設	
11 月	東証マザーズ開設	
12 月	日証協による、グリーンシート専用サイトの開設	証券会社から電子メールにて送られてくる気配公表銘柄の気配・売買状況報告を受け、日証協 web サイトへの掲示を開始した。
平成 12 年 1 月	日証協「グリーンシート市場の活性化を目指して（中間報告）」	「グリーンシート市場活性化ワーキング・グループ」における検討結果を取りまとめた。
2 月	日証協規則の一部改正	・ 気配報告、公表頻度を月 2 回以上→週 1 回以上へ
4 月	日証協「市場改革の行動計画Ⅱ」	我が国経済の活性化のためには、未公開株式市場の裾野の拡大が必要不可欠との観点から、グリーンシート市場の整備の当面の具体策を提示した。
	札証アンビシャス開設	
5 月	大証ナスダック・ジャパン開設	
	福証Qボード開設	
7 月	日証協規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3つの銘柄区分（エマージング、フェニックス、リージョナル）を導入 ※ ・ 気配報告、公表頻度を週 1 回以上→毎営業日又は週 1 回以上へ
平成 13 年 2 月	日証協規則の改正	株式店頭市場の組織見直しに係る規則改正に伴って規則体系を大幅に見直した。

※ 主に、エマージングはベンチャー型新興成長向け区分、リージョナルは地域密着型企業向け区分、フェニックスは上場廃止・登録取消企業向け区分となっている。

時 期	変 遷 内 容 等	
8 月	日証協規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気配公表銘柄について、公開前規制のうち、第三者割当増資等及び継続所有の規制の適用除外とした。
平成 14 年 1 月	日証協規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初めて会社内容説明書を作成する場合に、直前事業年度の財務諸表等の記載だけでも足りることとした。（この場合、他に事業計画の概要及び実現性等の記載が必要となる。）
7 月	金融庁日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会「金融システムと行政の将来ビジョン」	未公開企業のグリーンシートの利便性を向上させるための見直しが必要である旨が指摘された。
8 月	金融庁「証券市場の改革促進プログラム」	グリーンシート市場について、その拡充を検討し、年内に結論を得るよう、日証協に要請することとされた。
12 月	日証協「独自性を発揮したグリーンシートの発展をめざして」	「証券市場の改革促進プログラム」の要請を受け検討を行い、取りまとめた。
平成 15 年 3 月	日証協規則の一部改正	<p>「独自性を発揮したグリーンシートの発展をめざして」を受けて規則改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エマージングになろうとする発行会社に対し、その取扱いを予定している証券会社により審査及び適当性の判断を行う旨を明文化 ・ エマージング、フェニックス（リージョナルを除く。）の発行会社等の適時開示義務、等

時 期	変 遷 内 容 等	
8 月	日証協規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 取扱会員以外の会員が適格機関投資家限定勧誘の特例を適用して投資勧誘を行うグリーンシート銘柄に付す譲渡制限の要件を定めた。
12 月	金融審金融分科会第一部会「市場機能を中核とする金融システムに向けて」	「グリーンシートは、その自由度を維持したまま証券取引法に位置づけることによって認知度を高め、あわせて税制支援措置を講ずる。」と明示された。
平成 16 年 1 月	日証協規則の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> エマージングの区分の明確化、銘柄審査項目及び手続きの拡充等が行われた。
4 月	エンジェル税制の適用	平成 16 年度税制改正により、エマージングに対してエンジェル税制が適用されることとなった。
12 月	金融庁「金融改革プログラム」	「中小企業向け証券市場の機能強化」の観点から、「グリーンシート市場の制度整備や周知徹底等」について指摘された。
	日証協が開設する株式店頭市場がジャスダック証券取引所に改組	
平成 17 年 4 月	証券取引法の改正（施行）	同法においてグリーンシート銘柄が「取扱有価証券」として位置付けられるとともに、インサイダー取引規制等が適用されることとなった。
	日証協規則の全面改正	<p>新たに、「店頭有価証券に関する規則」を制定するとともに、「グリーンシート銘柄に関する規則」を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> インサイダー取引規制等が適用されることを踏まえ、グリーンシート銘柄の発行会社による適時開示に関する改正 リージョナルの廃止※（オーディナリーの新設）、等

※ 適時開示を行わないリージョナルについてもインサイダー取引規制が適用されるため、重要事実発生後に同規制が長時間解除されない問題が発生する。このような観点から、リージョナルを廃止することとした。

時 期	変 遷 内 容 等	
平成 19 年 4 月	日証協「国民の豊かな生活の実現に向けた金融・資本市場改革（中間報告）」	「上場廃止となった株式について、上場廃止後であっても個人投資家が円滑に換金できる制度の整備を進める必要がある。」と指摘された。
6 月	金融審金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理（第一次）」	グリーンシート市場の改革 「上場廃止企業の受け皿敵な役割を果たすフェニックス区分のあり方等について、」「その改善に向けた検討を進め、平成 19 年度中に所要の制度整備を行うことが必要である。」
11 月	日証協「上場廃止銘柄の円滑な流通を促進するための制度整備について」	「グリーンシート銘柄制度は、上場予備軍とも言える未上場の中堅、ベンチャー企業に対し、銀行等を経由した間接金融だけではなく、直接金融による資金調達の道を作ることによって我が国経済の更なる発展を目指すための制度であったが、この中に取引所金融商品市場上場廃止銘柄という異質なものが混在することにより、現在のグリーンシート銘柄制度をわかりにくくしているという意見があることを踏まえ、グリーンシート銘柄制度から上場廃止銘柄を切り離し、上場廃止銘柄の受け皿制度として独立した制度とする必要がある。」
平成 20 年 3 月	日証協規則の一部改正	フェニックス銘柄制度が創設された。(グリーンシート銘柄制度からフェニックスを切り離した。)
平成 21 年 9 月	大証がジャスダック証券取引所を完全子会社化	
平成 22 年 4 月	大証が子会社ジャスダック証券取引所と経営統合	
10 月	日証協規則の一部改正	反社会的勢力排除の規定について新設された。

時 期	変 遷 内 容 等
	大証による新 JASDAQ 市場開設 (JASDAQ、NEO とヘラクレスを市場統合)

以 上